

平成26年2月定例会 総務委員会（付託）

平成26年2月27日（木）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

藤田元治委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】

- 議案第80号 平成25年度徳島県一般会計補正予算（第6号）

【報告事項】なし

久次米警務部理事官

私からは、お手元にお配りさせていただいております総務委員会説明資料（その3）に基づきまして、平成25年度一般会計補正予算（案）並びに繰越明許費（案）について、御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございますが、総額で2億4,856万5,000円の減額補正することとしております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

次に、2ページをお開きください。

主要事項について御説明いたします。

まず、警察本部費は1,022万3,000円の減額であり、内訳は給与費として1億1,010万3,000円の減額、警察本部及び警察署の運営等に要する経費として9,988万円の増額であります。

次に、警察施設費は総額で8,860万円の減額で、内訳として交番・駐在所等整備事業費310万円、警察署整備事業費8,490万円、警察職員宿舍整備事業費60万円の減額であります。

次に、運転免許費は1億4,230万円の減額で、内訳は運転免許試験や行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費として9,430万円の減額、自動車運転免許センター等の整備に要する経費として4,800万円の減額であります。

続きまして、恩給及び退職年金費については、恩給受給者に対する恩給等に要する経費

として370万4,000円の減額であります。

次に、警察活動費として総額で373万8,000円の減額であり、内訳は警察装備費として1,845万6,000円の増額、一般警察活動費では交番・駐在所等の地域活動等に要する経費として18万4,000円の増額、刑事警察費では犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費として498万9,000円の減額、交通指導取締費では交通事故・事件捜査及び交通指導取締りに要する経費として621万9,000円の減額であり、いずれも入札の結果等により減額するものあります。

最後に、交通安全施設整備事業費については総額1,117万円の減額で、内訳は国庫補助事業の確定に伴い、国補対象事業費で674万円の減額、県単独事業費で337万円の増額、維持補修費では交通安全施設の維持補修に要する経費として780万円の減額であります。

続きまして、3ページを御覧ください。

繰越明許費（案）について御説明いたします。

今回、繰り越す事業は、交番・駐在所等整備事業費1,911万7,000円であります。

繰り越す理由につきましては、建築場所の地質調査をした結果、地盤改良の必要性が生じたために年度内に工事の完了が困難になったことから翌年度に繰り越すものであります。

以上、2月補正予算（案）並びに繰越明許費（案）について、御説明を申し上げます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

藤田元治委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

木南委員

まず、刑法犯の認知件数、あるいは検挙率について、若干お伺いしたいと思います。県警察の皆さんの頑張りで、認知数が10年連続減少しているとお聞きしました。本当に皆さんの御努力のおかげだと敬意を表するのですが、問題なのは検挙率です。お聞きすると横ばい、あるいは低下してゐるのではないかとこのことであります。持ち合わせの資料で構いませんが、認知件数と検挙率の推移について、願わくば3年、5年スパンでお聞かせいただいたらと思います。

松岡刑事部長

過去3年間の認知件数、検挙率についてお答え申し上げます。

本県における過去3年間の刑法犯認知件数と検挙率については、平成23年の認知件数が6,492件、検挙件数が3,037件で、検挙率が46.8%でございました。平成24年の認知件数が6,046件、検挙件数が2,546件、検挙率が42.1%、平成25年の認知件数が5,818件、検挙件数が2,324件、検挙率が39.9%となっております。平成24年、平成25年と確かに低

下しております。この傾向につきましては全国的に見られるものでございまして、平成25年の全国平均検挙率は29.8%ということございまして、本県はそれより10%ほど上回っており、全国12位という位置づけでございます。

木南委員

全国平均より検挙率10%くらい良いという話です。やはり認知件数といいましても凶悪犯や粗暴犯、あるいは窃盗犯や知能犯など、いろいろ分類されていると思うのですが、この認知件数と検挙率、罪種別も教えていただきたいと思えます。

松岡刑事部長

平成25年中の主要犯罪の罪種別の検挙状況ですが、殺人、強盗等の凶悪犯につきましては、23件認知の19件検挙ということで、検挙率は82.6%でございます。凶悪犯に強制わいせつ等を加えました重要犯罪と呼んでおりますけれども、これにつきましては41件の認知に対して36件の検挙ということで、検挙率は87.8%でございます。

また、自転車盗を含みます窃盗犯につきましては、4,225件の認知に対して1,727件の検挙ということで、検挙率が40.9%でございます。

さらに、それ以外のものにつきまして、特に器物損壊につきましては837件認知しておりますが、81件の検挙ということで、検挙率が9.7%といった状況でございます。

木南委員

凶悪犯や粗暴犯についての検挙率は非常に高いとの御報告を頂いて、社会の治安を感じているのですが、窃盗や器物損壊にしても被害に遭われた人は非常に不愉快です。以前に私の事務所が荒らされまして、誰がしたのかわからなかったのですが、随分不愉快な気持ちになり、腹立たしいものです。そのようなことから言いますと、器物損壊あるいは窃盗犯などの検挙率も上げてほしいと思うのですが、以前お聞きすると認知件数は10年間で半数以下になったとのことですが、平成23年に約50%近くの検挙率であったものが40%を割るようになってきたと。この原因はどこにあるのですか。私が聞くところによると、団塊の世代が積み上げたノウハウが一気になくなったみたいな話も聞くのですが、検挙率の低下について、御見解のほどをお聞かせ願えたらと思えます。

松岡刑事部長

確かに検挙率は減少しております。この要因等につきましては、犯罪の巧妙化、広域化しているということで、捜査を取り巻く環境が厳しくなっていることに加えまして、刑法犯の認知件数の大半を占める自転車盗などの窃盗犯、また、窃盗犯に次いで認知件数の多い器物毀棄事件の検挙率の低迷といったものが刑法犯全体の検挙率を押し下げていると考えているところでございます。自転車盗につきましては、大半が犯行後に乗り捨て、実質的には7割以上の被害者の方に回復しておりますけれども、犯人は検挙できていない状況

でございます。

さらに、器物損壊等につきましては、車に傷を付れたり、壁や塀に落書きするといったいたずら感覚の犯行が多いことなどから、いずれも犯人につながる資料が非常に少ないのが現状でございます。検挙に至っていないところでございます。委員御指摘のベテラン捜査員が大量退職したということもございますけれども、それに続きます捜査員たちも着実に技術、技能を伝承し、捜査能力を身に付けて確実に育ててきておりまして、捜査能力の低下と言われぬように努力しているところであります。

#### 木南委員

検挙率の低下の原因については幾らか理解できたのですが、自転車の乗り捨てあるいは車を傷つける等々の凶悪犯以外の犯罪が非常に増えてきたと思うのですが、検挙率は30%とのこと。やはり検挙率を上げるためには、防犯が最大の手段だと思う。そのようなことから、検挙率を上げることを非常に大事にしてほしいと思うのですが、そこら辺をどのように考えているのでしょうか。

#### 松岡刑事部長

委員御指摘のとおり、被害者の方は一旦被害を受けますと、心情的なものや金銭的なもの以上に大きなショックを受ける状況にあると十分に認識しているところでございます。

その上で、窃盗や器物毀棄といったものの発生をいかに抑え、検挙を高めていくかということが重要だろうと考えてございます。そのため、発生が多い自転車盗あるいは器物損壊等につきましては、警察官を街頭に多く出しまして街頭活動を強化することによりまして、その発生を徹底的に抑止していきたいと考えているところでございます。

そして、発生時に対しましては、職務質問などの検挙をはじめ、徹底した現場鑑識や防犯ビデオの活用といったものによりまして、被疑者の特定または検挙に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、県外から流入してくる広域窃盗犯あるいは職業的、常習的な窃盗犯人の検挙に向けましては、他府県との積極的な合同捜査などによりまして、また、余罪捜査の徹底というものも考えまして、捜査力の強化に努めていきたいと思っております。

#### 木南委員

明石大橋や鳴門大橋が開通したら県外からの犯罪が増えるのではないかと随分心配した時代がありましたけれども、ここ10年の認知件数を見ても随分減ってきたと安心しているのですが、先ほども言いましたように、検挙率の向上こそが最大の防犯効果であると思うので、そこら辺も十分に配慮して活動してほしいと要望しておきます。

次に、交通事故も随分減ったと聞いておりますが、死亡事故は一昨年に比べて去年は急増したとも聞いております。徳島県の現状の道というのは、交通アクセスが非常に恵まれていない。片側1車線の道路が非常に多く、複数車線の道路が非常に少ないわけです。何

かあるとそこで渋滞する。渋滞すると苛立ち、マナーが悪くなる。こんな悪循環があると思うのですが、今、徳島県の交通マナーの現状をどのように感じているのか、聞かせていただきたいと思います。

広瀬交通部長

県内の交通マナーの現状について、その良し悪しを判断する明確な基準はございませんけれども、本県の人口10万人当たりの事故の発生件数は全国ワースト9位でございます。

また、県外人あるいは新聞の投書等に合図が遅い、信号無視が多いといったドライバーに対する意見が寄せられていることは承知しております。

したがいまして、必ずしも交通マナーは高いものと言えない状況だと認識しております。今一層のマナーを高める対策が必要であると考えております。

木南委員

ルール違反はそれぞれにデータがあると思うのですが、マナー違反に関してはなかなかデータに上がってこないのでは認知されていないと思います。徳島県内ばかりで運転していたら、徳島県のマナーが全国に比べてどの程度悪いのかなかなかわかりづらい。やはり県外の現状も見てほしいと思います。以前、私は県外の道路を結構走っていましたので、徳島県のマナーがどの程度かわかります。例えば、合流地点で車線に入ろうとすると、入れてあげようと譲ってくれる県もあります。本県はというと、譲ろうとする車が少ないと思います。去年のテレビ番組で、「やられたらやり返す、倍返し」というものがありました。倍返しとまではいなくてもマナーのマイナスのスパイラルに変わるのではないかと。1車線のところで右折しようとする、対向車線からは絶対右折させないと急に加速する車もあります。「安全運転義務」という言葉を聞いたことがあるのですが、安全運転あるいは安全運転義務違反というのはどういうことなのか、説明していただきたいと思います。

広瀬交通部長

安全運転義務違反につきましては、道路交通法第70条の規定によりまして、安全な速度と方法で他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならないということで、端的な例といたしましては前方不注視がございます。前をよく見ていなかったために追突したという場合、安全運転義務違反で2点の減点。また、交差点で左右を確認しなかったために出会い頭の事故が起きた場合も安全運転義務違反。その他、ブレーキとアクセルを踏み間違えて急発進して衝突するといった不確認といいますか、不注意のような違反を安全運転義務違反と呼んでおります。

木南委員

安全運転義務違反というのは、どんなことですか。

広瀬交通部長

今、御説明いたしましたとおり、事故の場合の違反として、繰り返しになりますが、追突事故を起こした場合の前方不注視がほとんどを占めております。

木南委員

なぜ確認したかという、安全運転義務違反では検挙されないということですか。

広瀬交通部長

安全運転義務違反で事故が発生しない場合、非常に限られたものになるかと思います。やはり危険性がなければ非常に難しい状況でございます。ですから、人身事故に至らなかった物損事故の場合も安全運転義務違反が本件原因として危害を及ぼすような結果を生じさせた場合、検挙対象となろうかと思います。

木南委員

結局、安全運転義務違反というのは、事故を起こして初めてペナルティがあるということですね。なぜこんなことを言うかという、マナーの向上というのはお互いが譲り合うことです。そうすると、もっと交通違反は減るのではないかと思います。私も県庁へ車で来るのですが、黄色なので停車しようとする、3台くらいが追い越していくこともあるし、変な方向から飛び出してきて衝突する、あるいは無理矢理割り込む等々があって、事故につながるマナー違反が非常に多いと思います。徳島の交通安全をいかに守っていくかというのは、このマナー違反をどうしていくかといったところにあるのではないかと思います。最初になぜ現状をお聞きしたかという、現状を把握していなかったら次の手は打てないと思います。このマナーの向上について、県警の考え方をお聞きしたい。

広瀬交通部長

交通マナーの向上というのは、委員御指摘のとおり、交通事故防止を図る上で非常に重要なことだろうと思います。

しかしながら、軽微な違反なども違反でございますので、指導警告しているところでございますけれども、マナーに反するものというのは違反とはならない行為になりますので、法令違反ではないのに現場での指導警告は困難なところでございます。各種の交通安全教育や更新時講習等の際、思いやり運転とか譲り合いの精神を含めまして、交通マナーの向上に努める教育を行っているところでございますけれども、今後もマナー向上に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

木南委員

本部長はいろいろなところへ転勤されたと思うので、各地の交通事情をよく理解されているのではないかと思います。本部長として今の徳島の現状をどのようにしたいか、ある

いはマナーについてどのようなお考えか、聞かせていただきたい。

#### 児嶋警察本部長

徳島県の交通マナーにつきましては、先ほど交通部長から答弁したとおり、必ずしも高いマナーであるとは限らないと感じているところでもあります。県警としては、安全教育を通じてマナーの向上をしっかりと図っていかなければならないと思っております。

#### 木南委員

多分、お答えづらいと思うのですが、取締りだけが警察の仕事ではない。地域の安全、身体、財産を守るという大きな枠があると思うので、公安委員会として県民の安全を守るということは何かというのを理解していただき、交通ルールあるいはマナー向上に関する県民運動などを考えていただけたらと思います。そうすることによって、交通事故撲滅、減少につながるのので、その辺の動きも期待して、私の質問を終わります。

#### 森本委員

先月、警察庁へ行って勉強させていただきました。それを踏まえて、今日は2点ほど質問させていただきます。

先日もテレビでしていたのですけれども、今、社内におけるメンタルヘルスへの対応が一番大切な問題になっているとお聞きしました。

今、正に教育委員会がそういう状況でありまして、精神的に病んでる働き手が非常に増えていく中で、そういった方をもう一度元気な状態で一線に戻すことが組織で一番重要な問題ではないかと思っております。

そういう意味で、前の吉岡本部長が給与厚生課長を担当されてますので、1時間ほどお話を伺ってまいりました。結論から言うと、我が会社も非常に増えているといったお話でした。メンタル的に非常に厳しい職場が多いので、当然予想していました。そういった方をどのように所属がカバーするか、また、そうした人を早期に発見して、もう一度元気に復帰させるかといったことに非常に苦心されているとのこと。当然、数は違いますけれども、徳島県警でも現場のほうではこういった問題が増えてきているとお聞きしました。

長期休業も含め、今の徳島県内の現状を教えてください。

#### 河村警務部長

過去3年間における病気や怪我により30日以上長期休業した者につきましては、平成25年度は8名、平成24年度は22名、平成23年度は13名という状況であります。委員御指摘の心の病気による休業者につきましては、本日時点でおりません。

#### 森本委員

徳島県警ではメンタル面での長期休業者が非常に少ないということを知って、若干安心

いたしました。職場環境が良いということですね。同じような仕事を全国各地でしながら、徳島県警の場合は長期休業者がいないということで非常に喜ばしいことであり、風通しもさぞ良いのではないかという気がいたします。これはその裏付けです。今、メンタル面で休業を余儀なくされている警察官が全国で1,600人余りいると吉岡課長から聞いて、もしかしたら徳島県警も数十人はいるのかなと思ったのですが、今のお話ではほとんどいないということでした。しかし、現場でいろいろな所属長とお話をしたら、ちょっと病んでるなどといった部下もいるとお聞きしました。これについては早期発見が一番大事で、早期に発見したら簡単に治る病気です。その点について、県警として何らかの対応、取組はされているのでしょうか。

#### 河村警務部長

長期休業者の増加につきましては、現場執行力の低下につながるため、また、周囲の職員に対して負担の増加になることから、組織的な健康管理対策が必要だと考えております。

心に病のある職員の把握につきましては、特に長時間勤務者につきましては、1か月100時間以上、2か月160時間以上を超える勤務者でございますが、彼等を対象に健康調査を行って把握するほか、人事異動直後や職員の問題兆候が把握されましたら、その都度、幹部職員が部下職員に面接を行い、心の健康問題や悩み事等について聞き取りを行い、把握に努めております。

また、心の健康状態につきましては、外観的な判断が非常に困難であり、また、本人が申告をためらうことも考えられますので、管理監督者である幹部が、部下職員の遅刻や欠勤の増加や仕事の能率の低下、服装の乱れ等について、日頃から注意深く観察して把握するようにしております。

#### 森本委員

人事異動のたびにきちっと把握されているので、他の民間企業に比べても目が行き届いていると思います。世間にはブラック企業が非常に多い。残業時間を上司が把握している会社は非常に少なく、逆に警察は完璧に把握しているので、非常に幸せな職場だと思います。

しかしながら、例えば東日本大震災において自衛隊員、特に遺体収容に当たった方の病がものすごく多かった。民間のメディア関係でも現場取材をして、その後に行けなくなった人間が相当多かった。恐らく関係の県警でも相当精神的に参った方が出たのではないかと思います。肉体的な疲れもさることながら、やはり遺体を見慣れている警察官と言えども相当な衝撃を受けたとお聞きします。今後、皆さんがどんな事件に巻き込まれるか、対応しなければならないかということは予測も付きませぬので、やはり先進事例をいろいろ研究して、そういった方が出ないようにしていただきたい。先ほど木南委員がおっしゃったように、働きやすい職場が引いては検挙率の向上につながる。これは間違いない。やっぱり元気な警察官がいるから検挙率の向上につながるので、長い目で見てきちっと対応し



ていただきたい。

それから、最近女性警察官が非常に増えているのですけれども、女性特有のメンタリティな部分があって、被害者の事情を聞くうちに感情移入してしまうといったことも警察庁で聞いたのですけれども、今、非常に大きな問題になっています。例えば、強姦された被害者の話を聞くうちに御本人もそういう気持ちになって感情移入してしまった結果、メンタルヘルスになった。これは特殊な例ではない。今後、女性警察官も増えてくるので、そうした女性の目でも対応できるような強靱な組織にしていきたいと思います。本部長いかがでしょうか。

#### 児嶋警察本部長

性犯罪の被害者の事情聴取に当たる女性警察官や東日本大震災派遣の警察官のPTSD、これは代理受傷と言いまして、重要な課題の一つであると認識しております。代理受傷への対応としては、各種学校教養において、まず自らが代理受傷を受ける可能性があることを認識させるとともに、幹部においても部下職員が従事する業務の内容に応じて代理受傷をしていないか注意を払うように指導しています。東日本大震災の被災地に派遣した警察官に対しましては、惨事ストレス、すなわちひどい状況を見てストレスを受けることの蓄積から心身の故障を招くことが懸念されたため、徳島県警では帰任後に産業医による面接指導や健康診断を実施しているところです。こういうことで戦列を離れる警察官が出ますと、確かに警察力そのものを低下させることになりますので、しっかり対応してまいりたいと思います。

#### 森本委員

そうした診断をしていただく産業医の選別なども大切で、医師によって非常に能力差が激しいと聞いております。そうした面においても警察のほうで県内のふさわしい方をこれから選別していただきたいと思います。

あと一点ですが、最近の非常な高齢化により独居老人が増えている中で、検視件数もものすごく増えていると聞きます。誰もいないところで亡くなったら、警察的には一応変死扱いになります。警察官がほぼ100%検視しなければならない。多分、10年、20年前では想像が付かないくらい検視件数が増えているのではないかと考えております。現状はどのような感じでしょうか。

#### 松岡刑事部長

県内の検視件数の推移でございますけれども、10年前の平成16年の死体取扱件数は795体でございます。多少の増減はありますが、御指摘のとおり、それ以後はほぼ右肩上がり増加いたしております。昨年の平成25年は1,030体でございます。その増加率は全国平均とほぼ同じ約1.3倍でございます。ここ10年で取扱件数の最小は先ほどの平成16年、最多は平成24年の1,071体という状況でございます。平均取扱件数は年間942体ござ

います。

#### 森本委員

昔は刑事調査官という方が1人だけいて、全県を走り回っていたのですが、今、どのような体制になっているのですか。1人で1,000体はとても無理だと思いますが。

#### 松岡刑事部長

検視体制の状況、推移でございますけれども、平成16年から平成20年までは検視官2名と検視補助者1名の3名体制でございました。その後、我が国の死因の究明制度のあり方が問われるようになりまして、検視体制の充実強化に取り組んだ結果、平成23年に上席検視官以下検視官を3名、そして兼務を含めまして補助者6名の現在計9名体制で行っている状況でございます。

#### 森本委員

病死とわかっていても検視することが大事であり、それをせずに後から事件になった場合に大変困ることがあります。昔、相撲部屋で亡くなった関取がいて、当時の写真などでは青アザが多く、これは撲殺されたのだろうといった予想はできるのですが、やはり因果関係というものがきちんとできなかつたケースがあります。その一番の理由は、当時の愛知県警が検視をしていなかったと思っております。例え独居のお年寄りであり、事件性がないとわかっていても万に一つということがありますので、より慎重にしていきたいと思っております。

皆さんベテランで、体を触ったら大体わかる方が検視官になっているのですが、例えば、昔だったら育てるために法医学教室に相当日数行かせたりしていました。最近は遺体をMRIにかけるという話を聞きましたが、どんな感じになっているのですか。

#### 松岡刑事部長

委員御指摘のとおり、確かに検視の目的は犯罪死の見逃し防止でございまして、そのために大学の医学部あるいは警察大学校の専門教養を受け、それぞれ検視官や補助官者になっているところでございます。

また、死体取扱業務に携わる一線警察署の捜査員に対しまして、検視官並びに大学教授や県立病院の救急救命医師等によります専科教養や現場教養を実施しております。

そのほか、医師会、歯科医師会との連携によります法医・法歯学研究会への積極的参加、合同の遺体対応訓練の継続的实施により、検視に有効な装備資機材の整備、活用等による検視技術、能力の向上を図っているところでございます。

さらに、先ほど御指摘のありました外観的に死因が判然としない、あるいは犯罪性が少しでも払拭できないといった場合には、医師の協力を得まして死後画像診断、これはCTの検査でありますとかレントゲン検査等の実施、あるいは科学捜査研究所におけます薬物、

毒物の検査、解剖等の積極的実施によりまして、死因の特定に努めているところでございます。

#### 森本委員

昔、相当ベテランの調査官が1人で触って、大体の判断をしていた。最近は科学的に行われていることを聞きました。去年は1,030人で、恐らく右肩上がりです。1,500人や1,600人になる時代が来ると思います。そうした中で、検視に当たる皆さんの細菌に対する予防なども非常に大事だと思います。昔、調査官だった方で、血液を触ってしまったために最終的に肝炎で倒れた方が非常に多かったです。当時、肝炎と性病だけを心配していたのですが、これからいろいろな疾病が増えてきますから、県警としてくれぐれも基本に忠実な体制をとっていただきたいと要望いたします。

松岡部長に答弁していただきましたけれども、松岡部長も数年前に脳疾患を患われながら後遺症も克服し、今年3月に御勇退を迎えるということで、私も本当に嬉しく思います。

年齢もほとんど一緒に、部長が任官したのと私が事件記者としてスタートしたのがほぼ同じで、同じ道を歩んでまいりました。長い間、本当に御苦労様でございました。今日は最後に御答弁頂いたので、これで終わることにいたします。ありがとうございました。

#### 大西委員

2点お伺いをいたします。

まず、念願の免許センターが完成して本当に良かったと思っておりますが、大原町の旧免許センターについては既に閉鎖されておりまして、閉鎖を機に徳島市の災害避難場所となくなる状況でございまして、地元住民といたしましては、引き続き避難場所として使わせていただきたいとの要望がかなり寄せられています。私も支持者の方から要望を受けております。県警本部といたしましては、このことについてどのように対応され、どういう現状になっているのか、報告していただきたいと思っております。

#### 竹内会計課長

運転免許センター移転の前から、また、移転後におきましても徳島市と必要な協議を続けているところでございます。その協議の中で、旧センターの用地につきましては、陳情の趣旨を踏まえまして、災害の発生時等において住民の生命や財産に損害を及ぼす可能性がある場合、自らの判断で一時的に用地を使用できる旨の覚書を地域の公益団体であります勝占東部コミュニティー協議会の関係者と交わしまして、先般、代表者の方に敷地出入り口の鍵をお預けしたところでございます。

ただし、県警察としましては、旧センターの庁舎は耐震性が確保されていないことや既にセンターが移転しまして職員が不在であることなどから、緊急避難的な使用は別としまして、現状のまま県民の方々に利用していただくことは適当でないものと認識しております。徳島市にもその旨を伝えております。本年4月1日には、住民等の円滑かつ安全な

避難の確保等を内容とします改正災害対策基本法が施行されることでありまして、今後、徳島市におきましては、その改正法の規定などを踏まえまして、適切に対応されるものと認識しております。

#### 大西委員

県警としての対応策や徳島市との協議、また、住民とも話をしていただいたようでございまして、その結果、用地を使用できる状況になっているとのこととあります。ただ、建物の耐震性がないので使えないとの御答弁でした。避難場所として敷地は使えるが、建物には入れないと。ただし、緊急避難を除いてはということであったと思うのですが、では災害などの緊急避難時には使えるのですか。あの付近は水がよく出るところで、過去に県警の方がボートで救出されたこともありました。緊急的にやむを得ない場合に限っては使えるということでしたが、今後、風水害時にも担保していただけたらと思います。

一時避難場所として、建物も直ぐに使えるような体制を整えていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

#### 竹内会計課長

旧センターの庁舎及び用地については、今後も警察本部が管理しますが、夜間、休日など、あるいは異常気象による想定外の風水害などで緊急に庁舎等を使用する場合、より迅速な対応ができるように敷地出入口及び庁舎入り口の鍵を徳島東警察署本署と最寄りの大原町交番に備え付けているところでございます。

#### 大西委員

建物の鍵については、民間の方に任せるのではなく、東署本署と大原交番に備え付けているということですが、安心感を与えるためにも大原交番の交番員の判断で鍵を開け、緊急一時避難で建物が使えることを地元の方にも知っていただくことが大事だと思いますので、今後、緊急避難で建物を使う場合に地元住民が交番の警察官に申し出るような体制にさせていただくよう要望しておきます。

もう一つ、この敷地はかなり広いのですが、今までのルールですと使わなくなった庁舎や敷地については、まずは県庁組織の中で諮り、使うところがあったらそこへ移管したと思います。仮になかったとしても、次に市町村で使うといった検討をします。それでもなかったら、最終は売却等の処分になるなど、管財課のルールと一緒にしたいと思います。私も今までいろいろな遊休地、公有地を見てきましたが、売却するかどうかを決めるのに大体数年掛かる。その数年間の間だけでも土地を貸した場合、賃借料として何百万円も入ってくる可能性がある。貸せるかどうかわかりませんが、使わないから閉鎖して、避難場所以外は使いませんといった話ですと、財源不足の徳島県としてはもったいないと思います。少しでも財源を生み出せる可能性があるなら使うべきだと思いますので、この大原町の旧免許センターがどういう処分になるかわかりませんが、処分が決まるまで県警が管理するの

であれば、一時的にでも何かのイベント等に土地を貸してあげる、駐車場として貸してあげるといった利活用を考えていただきたいと思うのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

竹内会計課長

御質問のとおり、用地については、今後、県の各部局や国、自治体に対して利用計画の有無を確認しまして、公的な利用がなければ売却手続を進める予定であります。現在、用地の境界確定や測量等を進めているところでありまして、これらの手続が完了した後は、県の各部局で構成します公有財産活用推進会議で審議されまして方針が決定されます。

県警察としましては、速やかに所要の手続を進めてまいり所存でございます。

議員御指摘のとおり、厳しい財政状況の下、公有財産等を有効活用して歳入確保することは重要でございます。ただし、公共用地の利活用というのは周辺への影響などを考慮の上で慎重に判断すべきものでありまして、一義的には公共による活用、財源確保のための売却を進めるべきものと認識しております。その上で、長期間未利用あるいは売却することができずに遊休地となっている財産につきましては、民間等への貸付けなどを検討してまいりたいと考えております。

大西委員

どうぞよろしく申し上げます。

もう一つ、私が常々思っていることをお聞きします。先ほど木南委員から運転マナーの話がありました。県外に視察や調査に行く時、自家用車やレンタカーを運転するのですが、改めて徳島県内を走ってみると、幾つか特徴が有ると思います。徳島県内では、信号が黄色になっても停車しない、赤になっても進入する車が多いと思います。ある方がおっしゃっていましたが、「青は進め、黄色は注意して進め、また、赤は支障なければ進め、これが徳島県での常識である」と。つまり、赤信号で進入するのは当たり前といったドライバーが多いのではないかと思います。そういうことから考えて、また、先ほど交通部長が投書の話をしていましたけれども、県外の方にとっては徳島県内の運転マナーは悪く、走りにくいと思います。

そういうことで、黄色で停まるのはマナーなのか、赤信号で突っ込むのは交通違反なのかといった微妙なところがあります。先ほども交通安全義務違反だけで捕まえられるのかという質問に対し、危険がある場合にはということですが、赤信号はそれによく似ていると思います。つまり、赤信号なのに突っ込んで、違う方向から来た車と間違いなくぶつかる場合には信号無視で検挙すると。しかし、少々の赤信号で入ってもなかなか検挙しにくいと思います。ただ、今の現状のままで放っておいていいのか、放っておいたらずっとこのままです。私は、これをどこかで変えていかなければならないと思います。

まず、現状で信号無視の取締りはどれくらい行われているのか。そして、全検挙件数に占める割合はどうなっているのかお答えいただきたい。また、信号無視に対しての取締り

はどのように行われているのか、さらに、今後どのように行おうとしているのかお聞かせいただきたい。

広瀬交通部長

まず、信号無視の検挙件数でございますけれども、全体の違反の件数は35,013件でございます。そのうち信号無視違反は4,896件で、違反総数の14%を占めております。違反種別で見ますと、携帯電話違反、速度違反、一時停止違反に次いで4番目に取締りが多い違反となっております。

取締りの方法と申しますか、やり方でございますけれども、現状はパトカー、白バイによる県下全域での機動取締りを実施しておりますほか、国道11号、55号など、主要幹線道路の交差点におきまして集中取締りを実施しているところでございます。主要交差点における信号無視違反の集中取締りは交通事故抑止に資する有効な手段の一つでございますので、今後とも積極的に集中集団取締りを実施してまいりたいと思っております。

大西委員

最後に本部長にお聞きします。

先ほどのマナーの件について、本部長も徳島県内は良いとは思えないといったお答えでありました。悪いとは言えないと思います。私もそう感じるし、交通部長がおっしゃるように幾つか投書も出されている状況の中で、やはり赤信号で突っ込むのを徳島県警挙げて重点的に取締らないといけないと思います。

そこで、まず一つは、県外から着任された県警本部長として、赤信号を無視しているのではないかという現状に対しての感想と、そして私からの提案ですが、先ほどの木南委員の話も含め、交通マナー、特に赤信号の場合は必ず停車するといった県民運動をしなければならないのではないかと。これについては知事部局との兼ね合いもあると思いますが、児嶋本部長が在任中の間に交通マナーアップであるとか、赤信号は停まろうといった県民運動を是非とも作り上げて帰っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

児嶋警察本部長

信号無視違反ですけれども、先ほどありましたように、検挙件数が4番目に多い違反種別ということで、他県と比べてどうかというのは私にはわかりませんが、徳島県については必ずしも信号遵守の意識が十分高いとは言えないのではなからうかといった感じがいたします。

信号無視違反ですけれども、円滑な交通を妨げる上に交通事故に直結する悪質、危険な違反でありまして、しっかり対策を講じる必要があると考えております。赤信号については、見つけたら必ず検挙するというのを今でも実施しております。これまでも街頭活動の強化、集中取締りによる検挙のほか、講習を通じて信号遵守の啓発に努めてきたところでありまして、今後も交通安全教育と交通指導取締りの2つを粘り強く取り組んで、安全

安心を誇れる徳島県の実現を是非とも図っていきたいと考えております。

#### 喜多委員

今、マナー違反といった話がありましたけれども、交通違反以前の問題として、本当に徳島県はマナーが悪いということを県外へ行った時に思います。マナー向上に向かって、それこそ富久公安委員長の優しく思いやりのある心を持って、これからもしっかり運動してほしいということを要望しておきたいと思います。

先ほどから出ております刑法犯認知件数も半減とまでは行きませんが減少して、人身交通事故も10年間で約半減しております。これについては、本部長をはじめ、本部から派出所、交番に至るまでの1,500人の一人一人の努力の積み重ねだろうと思います。これからは更なる半減を目指して頑張ってくださいたいとお願いします。

今日はシートベルトについて質問してまいりたいと思います。

最近、徳島市内のあちこちで取締りを行っていきまして、大体できているなどと思いますけれども、向上したとはいえ、まだまだ100パーセントではないと思っております。

昨年1年間に交通事故で亡くなった方のうち、何人の方がシートベルトを着用していなかったのかお尋ねいたします。

#### 広瀬交通部長

昨年の死亡者は49人で、そして四輪車乗車中の死者は14人でした。そのうち、シートベルト非着用者は71.4%の10人でした。

#### 喜多委員

亡くなった方のうち、シートベルトをしていたら助かったのではないかとと思われる人数はどのくらいでしょうか。

#### 広瀬交通部長

非着用で亡くなった10人のうち、着用していれば助かった可能性のある方は7人と見ております。

#### 喜多委員

シートベルトは命のベルトですので、残念なことだと思います。

数年前からチャイルドシート、また、後部座席のシートベルトは高速道路でしないといけないということで必ずしておりますけれども、これから一般市内を走るときもできるだけしたいと思います。

極端な例ですけれども、いまだに子供をハンドルと自分との間に乗せて走っている人がいます。たまに見かけることがあって、すごく危ないなと思いますけれども、今後の対策についてお尋ねをいたします。

## 広瀬交通部長

シートベルトの着用やチャイルドシートの使用につきましては、事故発生時の被害軽減効果があり、死亡事故抑止につながる重要なことだと認識しております。

昨年の後部座席の着用率につきましては、一般道路で35.9%と低調でございました。一方、昨年のチャイルドシートの着用率については74.0%と全国平均を上回っておりますけれども、更なる着用率の向上を望んでおります。

これまで、後部座席のシートベルトやチャイルドシートの着用の定着化を図るため、幹線道路等におきまして着用実態調査を行いまして、その結果を踏まえて地域、職場、学校、保育園に対して啓蒙、啓発活動を計画的に継続しておりますけれども、それに加えて指導、取締りも強力に推進するなどして着用率の向上を図ってまいりたいと思っております。

今後とも、引き続き着用実態調査、啓蒙、啓発、指導取締りをバランスよく実施して、着用率の向上に努めたいと考えております。

## 喜多委員

36%と74%ということで、教育と取締りの二本立てしかないように思います。これは自分の命を守るだけではなく、二次交通事故につながるというか、他人の命を守ることにもつながるのではなかろうかと思っております。そういうことで、一旦停止なども含め、シートベルトも大事なことのひとつだろうと思っております。来年度も二本立てで頑張っていただきたいと思っております。

次に、先般、王将フードサービスの社長が会社の駐車場で射殺されたと新聞に載っておりました。テレビ等の報道もありまして、地図を見てもみますと、京都市の北東部に事件の発生現場があって、3キロメートル離れたら滋賀県といった状況の中で発生して、京都府内の緊急配備はできたようですけれども、3キロメートル離れた隣接の滋賀県には連絡できていなかったといった記事がありました。

そういう中で、最近では交通網がすごく発達して、一瞬のうちに県外へ行ってしまふ。徳島県でしたら兵庫県に隣接しておりますし、10分、20分で兵庫県に渡ってしまふ。香川県や愛媛県、高知県とも隣接しております。もちろん、発生場所によっても方法は違うと思っておりますけれども、広域に捜査の対象を広げることが大事だろうと思っております。徳島県警においても十分な対策の下で行っていると思っておりますけれども、徳島県における重要犯罪の捜査についてお尋ねをいたします。

## 松岡刑事部長

県境周辺におけます凶悪事件等の発生時の対応ということでございますけれども、県境付近におきまして重要事件が発生した場合、広域緊急配備要綱というものがございまして、これに基づきまして隣接する県警相互間で広域緊急配備を依頼いたしまして、連携を図っているところでございます。また、凶悪事件に至らないもの、例えば、万引き犯の窃盗犯



が逃げたとか、あるいは簡易な事件においては、県境付近で発生した場合、隣接する警察署間によって連携をとりまして、警察署間配備というものも実施しているところでございます。

一方、重要事件を所管する捜査一課におきましては、通信指令課が所管する広域緊急配備と併行しながら、事件概要の詳細や犯人像、あるいは逃走車両等に関する情報を相互に提供し合いまして、捜査協力、捜査支援を実施しているところでございます。

さらに、捜査が進展しまして犯人が判明した場合、捜査共助規則に基づきまして、指名手配あるいは重要容疑者登録を行っているところでございます。

このようにいたしまして、他府県との綿密な連携を図りまして、被疑者の早期検挙、更なる被害抑止などに努めているところでございます。

#### 喜多委員

今後も万全の体制で進めていただきたいと思います。そして、県民の安全安心の心を更に高揚してほしいと要望しておきたいと思います。

次に、これは質問ではないのですが、先般、県警の通信指令室の吉田氏が剣道八段という、2,000人くらい受けて10何人しか合格できない日本での最高段位となり、吉田氏だけでなく、徳島県にとっても県警にとってもすごいことだと思いますし、全国にアピールできるし、徳島県自体の格も高くなったと思っております。

七段になって10年以上経過しなければならないということで、六段が30歳、そして36歳の時に7段、それから10年たって最短距離で八段となりました。本当に県内には子供から大人まで剣道の強い人がたくさんいますが、八段というのはなかなか難関といえますか、至難の業ということで、すごい偉業を達成したと思っております。

そして、聞くところによりますと、吉田氏が術科特別訓練員に選ばれ、その中でも練習をしている。もちろん現職ですから、今、通信指令室で勤務されているとのことでございますけれども、術科特別訓練員の人数や指導体制についてお尋ねをいたします。

#### 河村警務部長

県警察では、術科教養推進の中核として柔道、剣道、逮捕術及びけん銃操法の術科特別訓練員を置き、本部長が毎年4月に指定しているところでございます。平成25年度につきましては、柔道9人、剣道9人、逮捕術9人、けん銃6人を指定しております。特別訓練員の指導につきましては、特別訓練計画を策定し、教養課所属の上席師範のほか、本部長が指名する訓練指導員がそれぞれ指導に当たっているところでございます。

#### 喜多委員

多分、大半の人が日常の仕事をしながら訓練することになっているのではないかと思います。吉田氏が派出所や警察署に配属された時もあり、当時の練習も大変だったとお聞きしております。一生懸命努力をされて、そして最高位の八段に合格し、心身ともにすごい

と聞いておりますけれども、賞揚というか、表彰などはどのようにしているのかお尋ねします。

#### 河村警務部長

剣道、柔道等の術科功労者に対しては、表彰基準を設けて本部長表彰を授与しているところでございます。

報道のありました剣道八段昇段試験に合格した者につきましては、警察術科技能の向上に功労があった者として本部長表彰を授与しております。

また、柔道、剣道、逮捕術、駅伝等で功労のあった者に対しては、例えば、選手として県大会に通算して10回以上出場した者等に対しては術科功労者表彰、各種競技大会において優秀な成績を収めた者に対しては競技関係表彰を授与しているところでございます。

参考でございますが、平成25年中は13人に術科功労者表彰を、10人に各種競技関係表彰を授与しているところでございます。

#### 喜多委員

表彰もしているということで、やはり本部長表彰というのはすごく荣誉あることでありますし、家に行ったら表彰状を額に入れて掛けてある家もでございます。なかなかこの10人や13人に入れないうちで、柔道、剣道、逮捕術だけでなく、捜査においてもいろいろ頑張っている方が多数いらっしゃると思います。警察官の採用の時に徳島県警を受けたい、もっといろいろな勉強して強くなりたいといった想いを強くするためにも、採用の時に吉田氏の話の聞くなどして、県警の名前を全国に、そして、いろいろな大会で優勝することによって、徳島県警には強い人がたくさんいるということをアピールするよう、今後も続けていただきたいと要望して終わります。

#### 黒崎委員

四国で初めて徳島ヴォルティスがJ1に昇格したということで、おもてなし協議会を素早く立ち上げられ、交通あるいはおもてなし、観光などにいろいろと鋭意され、もう結果も出ていると思います。

3月8日に徳島県内で初めて試合が始まるということでございますが、昨日も運動公園の近所に行ったら道路が随分と綺麗になっていまして、車線も気持ちいいほど新しくなっていました。

交通対策がどのように行われるのか、その辺りを是非ともお伺いしたいと思います。

#### 広瀬交通部長

交通渋滞対策につきましては、徳島県、鳴門市、県警、徳島ヴォルティス等の関係団体による「徳島ヴォルティスJ1昇格おもてなし協議会」において、各種対策について協議しているところでございます。特に、交通渋滞対策につきましては、スタジアム周辺への

自動車の乗り入れ抑制対策，臨時駐車場の確保と駐車場への誘導，シャトルバスによるサポーターの搬送，公共交通機関への利用促進等が協議され，これを推進することとしております。

県警としては，徳島ヴォルティス警備対策本部を設置し，総合的に各種対策を推進することとしております。開催日当日には鳴門警察署に現地対策本部を立ち上げ，会場周辺での違法駐車取締りをはじめとする交通指導取締りを計画しておりますほか，道路交通情報板の活用，道路交通情報センターからの渋滞情報の提供，信号機の効果的運用等を図り，交通対策を進めることといたしております。

黒崎委員

しっかりとした対策をよろしくお願い申し上げます。

県警として，どれくらいの車が入ってくるのかといった想定をされているのですか。

広瀬交通部長

主催者とおもてなし協議会等で協議しておりますのは，会場周辺で約3,000台の駐車台数を確保しておりますけれども，一応，そういった予定で対応をとっているところでございます。

黒崎委員

3,000台といったら大変な量になるのかなと思うのですが，初めてのことでありますから様子を見ながら，また，5月，6月前にはもう一度いろいろな対策が必要になってくると思いますので，是非ともよろしくお願いを申し上げます。

もう一点，先月，佐賀県のサガン鳥栖の競技場に視察してまいりました。ちょうど鳴門市議会議員も来ていました。向こうはサッカー専用の競技場です。席も南側，西側，北側，東側と分かれており，それらを通路で結んでいるような形になっていました。

サッカー観戦が盛り上がってきたらサポーター同士のいさかいなどが起こらなかったのかといった質問をしたら，具体的に乱闘になったことはありませんが，ひやっとする場面もあったとのこととあります。そのようなことが想定される中で，会場と会場周辺の警備がどのように行われるのか，その辺りを教えていただければと思います。

小倉生活安全部長

会場及び会場周辺の警備体制についての御質問でございます。

先ほど交通部長が申し上げましたとおり，当日は対策本部をそれぞれ警察本部と鳴門警察署に設置することとしております。また，スタジアムの中にも県警，県，主催者，警備会社で構成いたします運営警備本部を設け，現場におけます雑踏警備対策を実施することとしております。

具体的な警備でございますが，主催者側の自主警備員と十分連携を図りながら，スタジ

アム内におきましては観客の入退場時の整理誘導、不審者、不審物を発見するための入場時における手荷物検査等、また、会場内におけます警戒活動等、雑踏事故の防止を重点に実施することといたしております。さらに、スタジアムの周辺におきましては、駐車場への誘導、路上駐車防止等の交通指導、観客の安全な整理誘導等を行うこととしております。

そして、先ほど委員から御質問ございましたもめ事、喧嘩等でございますが、これは会場内外を問わず発生する恐れがございます。また、これ以外の突発的な事案も発生する恐れもございますので、こういった事案が発生した場合は的確な初動措置を講ずることにと考えております。

いずれにしても県警察としましては、県内外から来場されます多くの観客の皆様方が安全かつ快適に試合を観戦していただけますよう、雑踏警備に万全を期してまいりたいと考えております。

#### 黒崎委員

安全かつ快適に競技が進行し、徳島県に来て良かったと思っただけけるよう、是非ともよろしくお願いを申し上げます。

もう一点、我が会派の臼木議員が一般質問されました認知症対策についてお伺いしたいと思います。

実は、私の家内の父も先日まで普通だったのですが、一晩で認知症になってしまいました。前も言ったかもしれませんが、東京都内のオウム真理教の一斉捜査の日に行方不明になってしまいました。警視庁に随分と迷惑を掛けたこともございました。

認知症になって行方不明の方も出てくると思うのですが、県警が把握している認知症の行方不明者について、ここ数年で何件ぐらい発生しているのか、お尋ねしたいと思います。

#### 小倉生活安全部長

認知症患者の方の行方不明事案の件数等についての御質問でございます。

認知症が原因で行方不明になっていらっしゃる方につきましては、県警では家族等からの届出により平成24年から統計として把握いたしております。

平成24年中におけます行方不明者の総数は566人でございます。そのうち認知症を原因とする行方不明者数は76人ございまして、全体の約13.4%でございます。なお、平成25年中の行方不明者数につきましては、現在、集計中のためお答えはできませんが、行方不明者の総数、認知症を原因とする行方不明者数ともに増加傾向にあると認識しております。

#### 黒崎委員

566名のうち不明者が76名ということで、これから恐らくますます増えてくると思います。

ちなみに父の場合、あちこちで倒れたり、車にも当たったこともあり、骨折や打撲で若

干の青アザがあったのですが、何か特徴的なものはありますか。

小倉生活安全部長

行方不明者、特に認知症の方の特徴でございますが、やはり自分で行き先や場所を十分判断できず、自分自身の安全を守る能力が一般の行方不明者に比べて劣っているといった特徴があるかと思っております。

黒崎委員

我々も75歳を超えた辺りから気を付けなければならないのですが、75歳以上の高齢者の免許返納ということが言われています。認知症の検査もその段階で受けなければならないのですが、実際、検査によって免許の取消しや停止になった件数はどれくらいありますか。

広瀬交通部長

免許更新時に行います認知機能検査については、記憶力、判断力を検査するものでございます。その検査結果だけで認知症と認定することはできません。その認知機能検査におきまして、判断力、記憶力が低下していると判断され、なおかつ、一定の期間内に信号無視や一時停止などの特定の交通違反がある場合、専門医又は主治医の診断を受けていただきまして、認知症と判断された場合、免許の取消処分を受けることとなります。

過去3年間の件数につきまして、平成23年はございませんでした。平成24年は1人、平成25年は2人の取消をいたしております。停止処分につきましては、現在のところありません。

黒崎委員

そんなに多くはないとのことですが、一定期間というのはどれくらいですか。

広瀬交通部長

一定の期間とは、更新期間満了の1年前から更新申請の前日まででございます。

黒崎委員

自分のこととして、我々も日常的に気を付けなければと思う次第でございます。

先般、熊本県庁に参りまして、認知症対策はどうしているか尋ねてきました。そうしましたら、熊本県知事の母親が認知症になったということで、随分と力を入れ、認知症サポーターというのを一挙に何万人も増やされたと。県庁の中でもいろんな方が自分の将来のこと、あるいは自分の家庭のことなどをいろいろお考えになって、そのサポーターの講習会の参加者も随分増えたとのことでございます。

ちなみに、家内の父が発見されたのも、いつも使ってるタクシーの運転手がいつもと行く方向も違うし、いつもと様子が違うということで、まずは家庭の方に連絡が入りました。

降りた周辺を捜していたら、警察の方がちゃんと保護していただいたのことで、周辺の方が認知症というものの理解があれば、未然にいろいろなことが防げるのかなと思うところでございます。

熊本県では、熊本県警の警察学校の中でも認知症サポーターの講習を始めたといったお話も伺っております。認知症対策として、いかに広い範囲で行われなければならないかということもありますので、もう既に対応されていると思うのですが、是非とも警察学校の学習の中に認知症への対応も入れていただければと思うのですが、いかがでございましょうか。

#### 河村警務部長

国民の生命、身体の保護は警察の責務でございます。近年の高齢者の増加にかんがみますと、警察の職責を適正に果たすためには認知症に関する正しい知識を身に付け、理解を深めることが肝要だと考えております。

現在のところ、県警察におきましては認知症サポーター養成講座は受講しておりませんが、今後、委員御指摘のとおり、警察学校などにおいて認知症サポーター養成講座を受講するなど、認知症に関する正しい知識を身に付け、理解を深め、認知症の方々の安全に努めてまいりたいと考えております。

#### 黒崎委員

是非ともお願い申し上げたいと思います。

県民一人一人の認知症に対しての理解が深まれば認知症に伴う事故も少なくなってくると思いますので、是非ともよろしくお願い申し上げまして、質問を終わります。

#### 藤田元治委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、先ほど森本委員の発言の中にもありましたが、今春に定年退職を迎えられます松岡刑事部長、広瀬交通部長におかれましては、長い年月にわたって県下の治安維持に御尽力を頂きまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

お二人におかれましては、今回が最後の委員会となりましたが、何か県政に対して、また、我々に対して一言頂けたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 松岡刑事部長

私事で恐縮でございますが、3月で退職いたします。委員長をはじめ、総務委員の方々には大変お世話になり、ありがとうございました。十分な答弁であったかどうか自問自答しているところでございます。

こうして長年やってこれたのは関係の皆様方の御尽力によるものと大変感謝いたしてお

ります。

私どもは退職いたしますけれども、警察は常に安全安心を誇れる徳島県の実現に取り組んでいるところでございます。懸案事項も山積しておりますけれども、委員の方々には引き続き警察行政に対して御指導、御鞭撻頂きますようよろしくお願い申し上げます。

皆様方の今後ますますの御活躍と御健勝、そして県勢発展を御祈念申し上げます。大変長らくの間、ありがとうございました。

#### 広瀬交通部長

刑事部長と同じく、今春で退職させていただきます。刑事部長からも話がありましたけれども、警察は組織で対応しております。今まで警察を取り巻くいろいろな障害がありましたけれども、組織一丸となって解決してきたところでございます。これからもいろいろな問題が発生するかと思っておりますけれども、後輩の皆さん方が処理に当たってくれるものと期待しているところでございます。

一市民となりますけれども、外部から警察の理解者、応援団として協力したいと考えております。委員の皆様方におかれましては、この1年間いろいろと御指導、御鞭撻を賜りまして、ありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

#### 藤田元治委員長

ありがとうございました。

お二人におかれましては、健康面に十分留意されまして、これから第二の人生を謳歌していただくと同時に、今までの経験を生かして違ったポジション、違った角度から県勢発展のために、特に県議会に対しての御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。本当に長い間ありがとうございました。

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案については、これを原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第62号、議案第74号、議案第80号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

今年度最後の委員会でありますので、一言ごあいさつを申し上げます。

公安委員会関係の審査に当たり、富久公安委員長、児嶋警察本部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力頂き、心から感謝を申し上げる次第でございます。審査の過程において表明されました委員の意見、並びに要望については十分尊重され、今後の警察行政に反映されますよう強く要望してやまない次第であります。時節がら、皆様方にはますます御自愛頂きまして、県勢発展のため、今後ともそれぞれの場で御活躍頂きますことを御祈念いたしまして、私のあいさつといたします。

1年間、本当にありがとうございました。

富久公安委員長

今年度最後の総務委員会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

藤田委員長、岡田副委員長をはじめ、委員の皆様方には委員会審議を通じて警察行政各般にわたり御指導を賜りましたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。御指導、御提言頂きました事項につきましては、警察行政に反映されますよう県警察を督励してまいります。どうか皆様方におかれましては、今後とも県勢発展のために御活躍されますよう御祈念申し上げますとともに、引き続き警察行政に対しまして御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

藤田元治委員長

議事の都合により休憩いたします。（12時22分）